

11 学籍情報変更の届出

引っ越しなどによって、大学に届け出ている住所などに変更があった場合は、すみやかにいずれかの変更手続きを行ってください。

変更の手続きは、遅くとも変更発生後1週間以内に証明書発行カウンター（教学部WEST）またはUNITAMAで行ってください。休暇中の場合は、登校後1週間以内に証明書発行カウンター（教学部WEST）で手続きしてください。この届出を怠ると、大学からの緊急の連絡や発送物（成績に関する通知書・学費振込用紙など）が送付できなくなることがあります。

大学に届けている事項は下記を参照してください。

■ 届出が必要な変更内容

変更内容	証明書発行カウンター (教学部WEST) での手続き	UNITAMAでの変更
学生氏名	●	
学生住所（郵便番号の変更も含む）	●	●
学生電話番号・携帯電話番号	●	●
保証人氏名	●	
保証人住所（郵便番号の変更も含む）	●	
保証人電話番号・携帯電話番号	●	
緊急連絡先（勤務先名称・電話番号）	●	

12 科目等履修生・聴講生

「科目等履修生」とは、本学の学生以外が本学の各学部、大学院、芸術専攻科で開講されている授業科目の一部を履修して、正規の単位を修得できる制度です。

- 主に、教育職員免許状や資格を取得するにあたって、不足している単位の修得を目的とする場合に利用されています。
- なお、成績評価、単位認定の必要がない場合は、「聴講生」に出願してください。

1 出願資格

■ 学 部

- 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 文部科学大臣の指定した者
- 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格認定に合格した者を含む）

■ 大学院・芸術専攻科

- 大学を卒業した者
 - 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - 文部科学大臣の指定した者
 - 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- *ただし、外国人の出願資格について上記出願資格のほか、以下の2項目を満たす者
- 出願時ならびに在学する全期間において、有効な在留資格を有する者
 - 財団法人日本国際教育支援協会が実施している外国人日本語能力試験の一級合格者
- 教職課程科目の履修については、本学の卒業生で教育職員免許状取得を目的とし、教員採用試験（私学を含む）を受験する意志のある方を対象としています。学部ごとに受講条件が設けられていますので、お問い合わせください。
 - なお、教育実習のみ、介護等体験のみの受講はできません。また、資格取得を目的とした科目等履修生についても本学の卒業生を対象としています（ただし、教育学研究科 I B 教員資格科目を除く）。出願書類を提出する前に学力に関する証明書で不足科目を各自確認してください。

2 履修上限単位数

学部・芸術専攻科	年間30単位（半期16単位）
大 学 院	年間12単位（半期6単位）

- ただし、本学の大学院に在籍する学生が学部の科目を履修する場合、研究科によって履修単位数の制限を設定している場合があります。事前に研究科長・指導教員に相談してください。

3 注意事項

- 本学学生の履修人数により受講できない場合があります。
- 実験・実習・実技科目、学年別・クラス単位・ゼミ単位の科目、「玉川教育・FYE科目群」の科目は履修できません。
- 都合により、受講許可後に時間割が変更となる場合があります。
- 選考の結果、受講が許可された科目の変更・追加はできません。ただし受講許可を得た科目が閉講となった場合、あるいは時間割が変更になった場合はこの限りではありません。
- 科目を履修せずに在籍のみすることはできません。期間内に履修登録をしない場合は、在籍を取り消す場合があります。
- 一度受理した書類、選考料、在籍料および履修料は、理由のいかんを問わず原則として返還いたしません。
- その他の事項に関しては、本学諸規程を準用します。
- 在籍期間は春学期（4月1日～9月30日）、秋学期（10月1日～3月31日）の6か月、または通年（4月1日～3月31日）の1年間です。ただし、継続を希望する場合は志願書の提出により1年間に限り延長を許可することがあります（3年以上の在籍を希望する場合には2年ごとに出願書類一式と選考料が必要になります）。